

# やしお市民大学 第7期生募集

八潮のまちを知りたい方、教養を高めたいと思う方、まちづくりに参加してみたい方の応募をお待ちしています。

## 市民大学の目的

まちづくりの主役である市民の皆さんと市が協力してまちづくりを進めるため、また、生涯学習宣言都市にふさわしい学習内容を市民の皆さんに提供していくことを目的に、「生涯学習による人づくり」を担う機関として、平成15年にやしお市民大学を設立・開校しました。

また、地域のリーダーとして専門性を高めた研究ができるよう、平成19年度から卒業生を対象として大学院を開校しました。

## 市民大学の機能

### ○人材育成機能

学生が卒業後、市と協働する地域のリーダーとして活躍できるように、また、「自己の生涯を充実したものとし、知識や技能の習得や仲間づくりができるよう、学習の機会や場の提供を行います。

## 卒業にあたって

やしお市民大学の卒業の日を迎えようとしています。

入学の年は、自己の教養を高めながら「まちを知る」授業がありました。2年目に入ると更に広く「まちを知る」授業が深まるにつれて、住民としての役割なのか何かを少しずつ感じてきました。2年間の授業は、不安また、戸惑いもありましたが、学生同志の励まし合う仲間意識が、連帯感として授業時の土気が高まっていくことを実感しました。企画委員の役割を担当させていただいたことも、自分からの主体性と自覚が顕著になっていくことを感じ、卒業式

## 支援していく機能があります。

### ○研究・情報発信機能

授業で習得した知識や、学生が学習・研究した成果を公開講座や市民大学通信等で広く市民に公開することにより、市民のための生涯学習環境を充実させる機能があります。

### 授業内容

次の分類に従い授業を行います。また、在学期間2年間の学習課程で、3分の2以上の単位を取得した方には、卒業の認定をします。

- ① まちを知る 八潮のまちや市政のしくみを知ることにより、将来、地域のリーダーとなるために必要な基礎知識を習得します。
- ② 教養を高める 一般教養を深めることにより、学生の学習意欲を満たすとともに、さまざまな市民活動を行ううえで必要な知識を習得

を前にして得られた大きな成果であると思います。地方自治が、国との関係で大きな変化の流れにあり、地方行政にも影響してくるようです。今後の地方自治は、画一的行政から多様な行政に変わっていくことは、市民一人一人が持っている知恵や創意工夫、また、まちづくりへの関心度によって、まちの活況の様相も決まってくるのだらうと思います。

現役時代に私たちは、天地自然そして、家族と社会の人々等、無限と言ってよいほど数多くの恩恵を授かりました。おこがましいことですが、少々でも感謝の気持ちを忘れずに、まちづくりの発展に寄与して参りたいと思います。

問 社会教育課 ☎ 397

## ③ まちづくりの主役になる

リーダー、市と協働するまちづくりの担い手として活躍するために必要な知識を習得します。

### ※1学年の主な授業内容

- ・上手な話し方・市政のしくみ・市の商工業・ゴミ問題の現状・市の防災・地球環境問題・市の歴史・世界経済と八潮・食の安全・情報化社会
- ・福祉行政・暮らしの法律・地域のリーダー論・国際理解教育・高齢化社会の現状



開催期間・授業時間 5月～平成22年3月(土曜日全30回) 午後1時30分～3時30分

開催場所 やしお生涯学習館・八潮メッセ

対象 市内に在住、または在勤し、年間を通じて学習できる向学心と協調性のある方(小中学生を除く)。

定員 1学年30人

授業料 1万円(1年間)

主催 市、市教育委員会、やしお生涯学習まちづくり財団

申し込み方法 4月1日～24日まで

に、社会教育課(市役所別館1階)

へ申込書を提出。

# (仮称) 八潮市自治基本条例の制定に

## 取り組んでいきます

問 生涯学習まちづくり推進課 ☎ 465

## 自治基本条例って何?

自治基本条例とは、市民と行政との協働によるまちづくりの推進するため、市民の権利や自治体運営に関する基本的事項を明確にし、多様な市民参加をシステムとして構築していく必要があります。

また、市政を進めるうえで基本となる事項や他の条例、計画などを策定する際の原則を定めることから、条例の中の頂点に位置づけられ、「自治体の憲法」とも言われています。(図1)

## なぜ自治基本条例が必要なの?

地方分権の到来により、地方自治体には「地域のことは地域で考え、地域で決める」という自己決定・自己責任に基づき、多様化する市民ニーズに対応し、地域の特色を活かした行政運営が求められています。

## 市民検討委員会

条例の制定に当たっては、制定過程が非常に重要であり、市民の意見を十分反映させる必要があります。そのため、公募の市民を中心とした八潮市自治基本条例市民検討委

市民と行政との協働によるまちづくりを推進するため、市民の権利や自治体運営に関する基本的事項を明確にし、多様な市民参加をシステムとして構築していく必要があります。

そこで、自治基本条例を制定することにより、市民と行政とが相互の情報を共有しながら、その責任と役割を分担し、協力・協調しあうパートナーとしての協働関係を築いていくことが重要であり、市民参加の機会拡充や協働体制の確立を図っていく必要があります。

委員会(公募により選出された委員14名、関係団体を代表する委員8名、学識経験を有する委員3名の合計25名)を昨年2月に設置し、白紙の状態から検討を進めています。

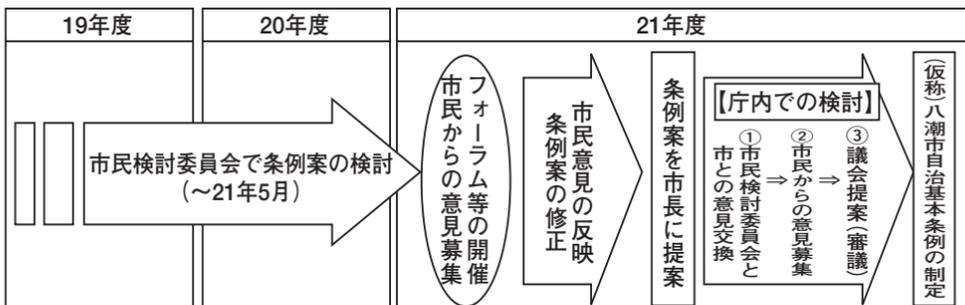
市民検討委員会では、互選により選出された委員長を中心に開催日やテーマなどを決め、勉強会やワークショップ形式での会議を行い、意見交換を重ねてきました。発足当初は、会議の進め方が議論の中心でしたが、現在は、より効率的に検討を進めるため、「自治の基本原則」「市民・コミュニティ」「環境」をテーマとする第1分科会と、「市議会」「市長・市職員」「行政運営の原則」をテーマとする第2分科会に分かれて検討を進めています。

詳しい検討状況は、市ホームページに掲載していますので、ご覧ください。

## 条例制定までの流れ

市民検討委員会では、条例案をまとめ、フォーラム等を7月を目的に開催し、市民の皆さんの意見を聞いたうえで、市長に提案される予定です。その後、提案された条例案について市で検討し、平成21年度中の制定を目指します。※フォーラム等は、市民検討委員会が中心となって開催する予定です。ぜひご参加

図2 条例制定までの流れ



いただき、貴重なご意見をお寄せください。